

公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、ディー・アール・シー株式会社(以下「当社」という。)の公的研究費の不正防止に関する基本方針に関連し、当社が公的研究費を使用する上で、公的研究費の運営・管理・使用(以下、使用等)に関わる従業員(以下、従業員等)行動指針を明らかにするものである。

1. 従業員等は、公的研究費が当社の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 従業員等は、公的研究費の使用等に当たり、法令・指針・ガイドラインや当社が定める規定・運用ルール・手順等を厳守しなければならない。
3. 従業員等は、公的研究費が当社の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用し、実態のない経費の使用、目的外使用・期間外使用などの不正な使用は行ってはならない。また、従業員等は、公的研究費の使用等に関し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 従業員等は、公的研究費の使用等に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないように公正に行動しなければならない。
5. 従業員等は、公的研究費の不正使用が当社におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、不正使用を未然に防止するよう、別に定める公的研究費不正防止計画をふまえて行動しなければならない。

注) 公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)」で示されている研究費のうち、当社において研究活動に使用した全ての資金をいう。